

交 規 第 2 3 号
平 成 3 1 年 4 月 5 日

交通部内各所属長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

大規模災害発生時、在日米軍が災害対策に使用するため日本国内で調達した民間車両に対する緊急通行車両確認標章等の交付について

見出しの件については、「大規模災害発生時、在日米軍が災害対策に使用するため日本国内で調達した民間車両に対する緊急通行車両確認標章等の交付について」（平成26年1月16日付け青警本交規第690号。以降「旧通達」という。）において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定に基づく交通規制時における米軍車両（自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両）の位置付けについては、緊急通行車両確認標章の掲示を要さない規制除外車両として整理しているところである。

在日米軍では、大規模災害の発生時（政府の緊急災害対策本部が設置された場合）に、上記米軍車両の外に災害対策に使用するため、日本国内で民間車両（レンタカー）を調達して運用する予定であり、同車両の取扱いについては、下記のとおり対応することとしたので、その対応に誤りのないようにされたい。

なお、本通達に伴い旧通達は廃止する（本部長了解済み）。

記

1 対応

大規模災害発生時、在日米軍が災害対策に使用するため日本国内で調達した民間車両の位置付けについては、在日米軍車両と一体となって運用される特殊性及びその重要性に鑑み、「米軍車両」として整理するが、自動車番号標等による外形的な識別が不能であることから、緊急通行車両確認標章及び規制除外車両確認証明書（以下「標章等」という。）を交付することとする。

2 標章等の交付手続要領

(1) 交付申請の受付窓口

米軍基地を管轄する警察署

(2) 申請者

在日米軍

※ 申請手続については、防衛省から米軍基地に派遣されている自衛隊連絡官が代行して行う。

(3) 交付申請に必要な書類

- ア 規制除外車両確認申請書 1 通
- イ 自動車検査証の写し 1 通
- ウ 在日米軍使用車両一覧（別添） 1 通

(4) 標章等の交付

上記(3)の各書類について審査した結果、大規模災害時等に在日米軍車両と一体となって運用されることが確認できた場合に、標章等を交付する。

3 対応上の留意事項

(1) 警察庁から情報提供があった場合の措置

今後、大規模災害の発生時等において、民間車両を調達する在日米軍基地が判明次第、警察庁から申請の予想される各都道府県警に対して情報提供が行われる予定となっており、その際には関係警察署に対する連絡を行う。

(2) 在日米軍が調達する車両に係る規制除外車両の事前届出に係る取扱い

在日米軍が災害時に調達する民間車両については、あらかじめ自動車番号標が特定されないことから、事前届出の対象として受理しないこと。

担当 交通規制課 規制第二係

